

「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧

(マーケット・リスク)

番号	条文	意見の概要	回答
1	第 79 条 第 3 項 第 1 号 口 (派生商品取引)	クレジット・デリバティブ取引のカウンターパーティー・リスクに関するアドオン掛目は、原債務者の種類に応じた掛目を使用することになるが、その区分方法(「優良債務者」の定義)については、マーケット・リスク規制の個別リスクにおける優良債の定義(第 284 条(注 2))と平仄を合わせて頂きたい。	前回のパブリック・コメントへの回答(17 年 3 月 31 日公表 別紙 7(マーケット・リスク)項番 4)のとおり、今回の告示改正は、マーケット・リスク規制については必要最小限の修正だけが行われており、御指摘の箇所については、基本的に現行と変更しないこととされていますので、規制案の内容を維持することとします。

(オペレーショナル・リスク)

番号	条文	意見の概要	回答
1	第 307 条 第 2 項 第 3 号	新しい自己資本比率規制の国内規制案では、風評リスクと戦略リスクに関して触れられていないため、オペレーショナル・リスクの定義に風評リスクと戦略リスクが含まれるのか、含まれないのか、明確にした方がよいのではないかと。	オペレーショナル・リスクの定義については、バーゼルⅡパラグラフ 644 に規定されているとおり、「法的リスクを含むが、戦略リスクと風評リスクは含まれない」と考えておりますが、御指摘を踏まえ、オペレーショナル・リスクの具体的な定義は、今後解釈集等において明確にしたいと考えています。
2	第 315 条 第 3 項 第 2 号	バーゼルⅡパラグラフ 658 に言及のある「配分手法(allocation methodology)」について、国内規制案では該当する記述がないため、配分手法が使用できることについても明示頂きたい。	御指摘の「配分手法」については、今後、国際的な議論を注視しつつ、解釈集等において明確化していきたいと考えています。
3	第 315 条 第 3 項 第 6 号	外部損失データの使用方法として、①外部損失データを直接オペレーショナル・リスク相当額の計測に使用する方法、②シナリオを作成するために参照する方法、等がある。①の場合は「損失事象が発生した業務の規模に関する情報」が必要であるが、②の場合は当該情報を必ずしも必要としない。 また、新聞等で外部損失データを収集する場合は、必ずしも適切な「損失事象が発生した業務に関する情報、発生要因及び状況に関する情報」を得ることができない。 以上のような理由から、外部損失データを収集する際に、「損失事象が発生した業務の規模	御指摘の「損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生要因及び状況に関する情報」については、バーゼルⅡパラグラフ 674 に規定されているとおり、外部損失データを用いる際には必須の要件となっています。 御指摘の①のように、計量モデルの中で外部損失データを利用する場合は、金融機関の実態(規模、業態、地理条件等)に応じて外部損失データを適切に調整することにより、より確からしいデータとして利用できるものと考えます。 また、御指摘の②のように、シナリオを作成する際に外部損失データを参照する場合におい

		に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報」の収集は必ずしも必須ではないことを明確にして頂きたい。	て、「損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報」は、当該外部損失データをシナリオの作成に用いることが適切かどうか、またシナリオの作成に当たってどの程度調整する必要があるのか等を判断するに当たって、重要な参照情報になるものと思われます。
4	第 319 条	部分適用の定量的な基準について、諸外国の基準と照らし合わせて、適切性（諸外国と比べ厳しすぎる基準ではないこと）を確保することを検討して頂きたい。	御指摘の部分適用可能範囲を決める定量的な基準については、客観的な基準を設ける必要性及び信用リスクの内部格付手法の適用除外部分の基準との整合性に照らして適当であり、欧米等の諸外国と比較しても、妥当な水準であると考えます。